

「令和8年度クリーンセンターふたばに関する技術検討業務」の質問回答書

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	特記仕様書	9	第2章第3条(2)	「処分場の構造等に変更が必要な場合は、必要な設計を行うものとする。」とあるが、必要となった場合は、設計変更対象と考えてよいか。また、設計照査も設計変更対象と考えてよいか。	処分場の構造等に変更が必要な設計については、協議の上、設計変更の対象とします。 設計照査技術者が必要となる設計照査は不要です。
2	特記仕様書	9	第2章第4条(1)	「調査結果について妥当性を評価すること。モニタリング項目及び測定頻度については別紙-2を参照」とあるが、別紙-2モニタリング測定項目及び測定頻度に変更があった場合、設計変更対象と考えてよいか。	貴見のとおりです。
3	特記仕様書	9	第2章第4条(2)	「とりまとめた資料（ホームページ公表用資料等）を作成すること」の「等」には何が含まれているのか。作成する資料が追加となる場合は設計変更対象と考えてよいか。	「等」は、大熊町工事定例会資料、福島県・福島県相双地方振興局との協議資料を想定しています。追加資料が必要な場合は協議の上、設計変更の対象とします。
4	特記仕様書 積算参考資料 (単価表)	9 0-0049 0-0050	第2章第4条 (3) 第33号単価表 第34号単価表	「測定精度等に関する妥当性を評価すること」とあるが、妥当性を評価する機器が第33号単価表記載の内容（ガスモニタ、モニタリングポスト、浸出水モニタ、地下水モニタ）より追加となる場合、設計変更対象と考えてよいか。また、第33号単価表記載の内容が追加となった場合、第34号単価表で対象となる機器についても同様に変更となると考えられるが、その場合設計変更対象と考えてよいか。	貴見のとおりです。
5	特記仕様書	9	第2章第4条(4)	(4) 環境モニタリングに係る課題検討は、「追加調査等が必要な場合は、(略)実施するものとする。」と条件付きとなっているが、協議の上実施するとなった場合は、設計変更対象と考えてよいか。	貴見のとおりです。
6	特記仕様書	10	第2章第8条	進捗確認会議並びに埋立処分等工事受注者及びモニタリング業務受注者を交えた協議については、設計変更対象と考えてよいか。	貴見のとおりです。

No.	区 分	ページ	条 項	質 問	回 答
7	現場説明事項書	-	第2項	アドバイザー委員への謝金支払い分については、旅費交通費と同様に設計変更対象と考えてよいか。また、委嘱時に謝金支払い額の明示が必要になると思われるがその金額についても調査職員より指示されると考えてよいか。	謝金の支払について追記し、現場説明事項書を差し替えるとともに、正誤表を掲載します。
8	特記仕様書	3	第13条	「打合せ」は全8回と記載があるが、金抜き設計書に計上されていない。「打合せ」については設計変更の対象と考えてよいか。	貴見のとおりです。
9	入札説明書	7	(5)	様式4「企業の業務成績の実績」において、業務評価点を確認できるTECRIS企業別実績一覧を添付すること。」とあるが、TECRISに登録している実績ではあるものの、評価点の登録が発注者により未登録である場合は、環境省より通知された「委託業務等成績評定通知書」を添付することによろしいか。	発注者側で確認するため、点数が未登録の業務も含んだTECRIS企業別実績一覧を提出してください。 なお、点数が未登録の業務については、「委託業務成績評定通知書」を添付することも可能です。